

お知らせ

冬も節電を心がけましょう

関西電力管内では、今冬の電力需給について、たいへん厳しい状況が見込まれるため、年末年始を除く12月19日から3月23日までの平日9時から21時の間、10%以上の節電が呼び掛けられています。夏と違い、冬は朝から夜にかけて長く電力需要のピークが続きます。特に、ご家庭では、電力使用が増える夕方以降(18時~21時)に、健康に影響のない範囲での節電を心がけましょう。



☎環境保全課 (☎65-6513)

太陽光発電システムなどの設置に補助します

市では、地球温暖化対策の推進のため、住宅などに新たに省エネルギー・新エネルギー設備を設置された人を対象に、補助金を交付しています。



対象設備および補助金額 (市指定の商品券)

- 太陽光発電システム 1件あたり15万円
- ペレットストーブ 1件あたり5万円
- 小型風力発電システム 1件あたり5万円
- 太陽熱温水器 1件あたり5万円

※対象設備の要件等の詳細は、下記まで

☎環境保全課 (☎65-6513)

森の名手・名人に太々野功さんが認定されました



※「森の名手・名人」とは…国土緑化運動の一環として、森林を守り育て、その恵みを活かすことにおいて、優れた技を極め、他の模範となっている達人のこと。公益社団法人国土緑化推進機構が認定している。

今年度、全国で67人が認定された「森の名手・名人」に滋賀県からは太々野功さんが選ばれました。太々野さんは、余呉町小原地域に伝わる木の皮(カエデ科)を使ったかご作り(通称:小原かご)の唯一の伝承者で、幼少の頃から祖父や近所の人たちのかご作りをみてその技術を身につけられました。

現在は当地に伝わるかご作りの技術と背景となる歴史を紐解き、「小原かごを復活させる会」の主任講師として、ウッディパル余呉にてかご作りの指導と丹生ダム予定地の消えゆく小原地域の文化伝承に努めておられます。太々野さんには失われつつある貴重な技術の伝承に向け、さらなるご活躍を期待します。

☎田園森林整備課 (☎65-6526)

※この記事は11/15日号で掲載していますが、印刷ミスで文章の一部が抜け落ちておりました。お詫びして再掲します。

「友好のまち縁組」締結で、対馬市と誠信の絆深まる

旧高月町出身で、江戸時代、対馬藩に仕え朝鮮通信使との交渉・応接をになった儒学者雨森芳洲ゆかりの長崎県対馬市との「友好のまち縁組」締結式が、11月4日、長崎県対馬市の対馬市交流センターで行われました。藤井市長、財部対馬市長、市議会議長ら関係者出席のもとで行われた締結式では、両市が「友好のまち」として、今後も末永く交流を深めていくことを確認し合いました。

対馬は古くから、大陸からの文化の窓口として日本の掛け橋的役割を果たし、人的、物的交流が盛んに行われてきた場所です。先人たちの国境を越えての並々ならぬ努力の象徴が朝鮮通信使であり、なかでも雨森芳洲の外交官としての功績は大変大きく、「誠信交隣—お互いに欺かず争わず真実をもって交わる—」の精神は、現代社会においても国際交流の道しるべとなるものです。

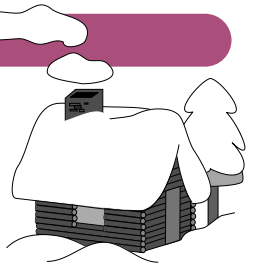
これまで出身地である旧高月町と芳洲が外交官として活躍した対馬市とで、官民を問わず交流を続けてきましたが、今回の縁組により、今まで以上に歴史・文化・青少年など様々な分野で交流が活発になることに、期待が寄せられています。



お知らせ

高齢者・しょうがい者世帯の皆さんへ

屋根雪下ろし費用補助のご案内



お住まいの家屋の屋根の雪下ろしが困難な高齢者世帯等を対象に、個人または業者に委託した費用に対して補助します。

【対象】 所得税非課税の世帯で親族の支援や経済的援助が受けられない次のような人

- ①65歳以上の高齢者のみの世帯
- ②身体障害者手帳(内部2級、平衡機能3級、肢体不自由4級、視覚4級以上)、療育手帳重度または精神障害者保健福祉手帳1級を所持している人のみの世帯
- ③②に該当する人と同居している人すべてが65歳以上の世帯

【対象経費】 屋根の雪下ろしにかかる費用

【補助上限額】 1万円/回(委託額が1万円を下回る場合はその委託額)

※屋根の雪下ろしに伴う作業で、雪量が多いため、重機(バケットの付いたもの)を使用する必要があった場合、補助上限額を1万円引き上げます。

【補助回数】 3回

ただし、余呉地域は5回、上草野・杉野・高時地区、西浅井地域は4回

※特に降雪が多い場合は、上限回数を別に定めます。

【締切】 3月30日(金)

☎高齢福祉介護課 (☎65-7789)
各支所福祉生活課

布団丸洗いサービスの受付を開始します

在宅で生活をされているしょうがいのある人や、介護を受けておられる人が、日常的に使用する布団を丸洗いするサービスを実施します。

しょうがいのある人

【サービスが受けられる人】

次の条件のすべてに該当することが必要です。

- ①平成23年5月1日から平成23年10月31日の間に3か月以上在宅生活をされている人
- ②11月1日現在で、下記のいずれかの手帳を所持している人
 - ・身体障害者手帳(肢体不自由、視覚しょうがい、内部しょうがい)1、2級
 - ・療育手帳A1、A2
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級、2級
- ③次のいずれかに該当する世帯の人
 - ・しょうがいのある人のみの世帯
 - ・しょうがいのある人と同居している人すべてが65歳以上の世帯

【申請時に必要なもの】

交付を受けている手帳

☎しょうがい福祉課しょうがい福祉グループ (東別館1階) (☎65-6518)
各支所福祉生活課

65歳以上の高齢者

【サービスが受けられる人】

次の条件のすべてに該当することが必要です。

- ①平成23年5月1日から平成23年10月31日の間に3か月以上在宅生活をされている人
- ②11月1日現在、ひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯等で介護保険要介護3~5の認定を受けているか、しょうがい老人の日常生活自立度が寝たきり(ランクB及びC)の人で、所得税非課税または生活保護を受けている世帯の人

☎高齢福祉介護課高齢福祉グループ (東別館1階) (☎65-7789)
各支所福祉生活課



しょうがいのある人、65歳以上の高齢者ともに

【受付期間】

12月1日(木)~16日(金) ※土日を除く

【負担額】

利用料の1割(800円)